

日本靈異記にあらわれた聖と勧進

佐々木孝正

外来宗教として伝来した仏教は、我国のモンスター的風

土と、豊かな信仰世界を基盤として受容され、日本化された。一方においては、国家宗教として保護と統制が加えられるとともに、他方では地方にも広く普及し、民間に深く滲透して、庶民仏教を形成したのである。

上代仏教の民間伝播については、律令仏教の影響も種々あつたであろうが、より直接には、一般に後世「ひじり」と汎称される庶民仏教家の活動によるところが大きいと思われる。従って、日本仏教の歴史は、教学的思弁的世界を背景とする哲学的仏教の形成や、国家仏教の展開過程のみならず、常に日本仏教の底流を形成した庶民層の信仰受容

の実態と、庶民の宗教的要求に応じて仏教を伝播した「ひじり」の活動をあきらかにすることが、きわめて重要な課題となるのである。

「ひじり」については、つとに、民俗学、宗教史、浄土教史などの各分野からとりあげられてきたのであり、近來、仏教民俗学的立場よりその本質と活動の実態が具体的に解明せられつつある。

日本国現報善惡靈異記⁽¹⁾（以下、「靈異記」と略称する）は、この「ひじり」社会に属する景戒によって撰述せられたものであり⁽²⁾、仏教唱導説話が大多数を占めている。⁽³⁾そこには奈良時代末期乃至平安時代初頭の庶民層に受容せられた仏教とその内容、とりわけ庶民を対象として唱導した「ひじり」の宗教的活動を、具体的且つ豊富に伝えている。彼等のな

かには道昭の「とく、官僧にして庶民教化をおこなう仏教家と、行基のように、律令国家により違法とされた私度僧」とがみられる。そこで小論では、特に後者をとりあげ、靈異記の説話を中心に、彼等の生活形態の特質、勧進活動の実態、およびその宗教的基盤について考察することとしたい。

—

私度僧の生活形態をとりあげるについて、まず靈異記の説話で彼等に対し用いられた「ひじり」の語の用法と意味が意味が注目される。

一般に、「ひじり」は「日知り」^⑥或は「火治り」の義とされ、原始宗教者を意味するものと考えられている。

靈異記も上巻四話に、聖徳太子が片岡山で乞者に会い、その後死亡したので埋葬せしめたところ、死体が消滅したとする片岡山乞者伝説をかけ、太子を批評して「誠知、聖人知聖、凡人不知、斯奇異之事」と述べている。

ここでは、聖徳太子も乞者も僧侶ではないが、共に凡人に超えた能力をもつ「ひじり」とするのである。この伝説は「日本書紀」にも同様に片岡山の飢者として語り、飢者は凡人ではなく「真人」であり、且つ旅人であるとしてお

り、「聖之知聖、其実哉」と、同様の批評となっている。^⑦ この両書の説話も、「ひじり」が本来奇蹟をおこなう特殊な霊的能力を持つ原始宗教者の名称であり、民間においては、賤形の乞者、遊行する旅人であつた事実を反映したものではなかろうかと思う。

説話が「ひじり」に「聖」「聖人」の文字を用いているのは、仏典や儒教の聖・聖人の文字を借用し、「ひじり」の音を表現したものであろうと思われ、従つて後には漢字の持つ意味の影響で、持戒堅固な清僧をも「ひじり」とよぶことがあって、混同されやすかつたと思われる。

さらに上巻四話は、葛木山の高宮寺に止住し、里への遊行乞食を日常の行業としていた法師願覚について、前者と全く同様の奇蹟を語り、「当知、是聖反化也」とのべている。即ち願覚は、正式の法師ではあるが、奇蹟を示して乞食する人であるがゆえに、聖の変化であるとするのである。道昭についても、学徳とともに衆生教化をのべて、「是聖非凡」とるので（上巻二十一話）、高僧でも、奇蹟・遊行・乞食・教化の活動をするものは聖とされたと考えられる。しかし、奇蹟や遊行や乞食や民衆教化は、律令国家の政策に従う僧尼の本来の行業ではなく、私度僧として禁断された庶民仏教家の活動形態そのものにほかならないのであ

る。靈異記の著者景戒は、自度沙弥や乞食者を語る説話のなかで、彼等を迫害すれば罪となり、護法神の罰を受けるとして厳しくいましめるとともに、その理由を「著_ニ袈裟_ヲ之類、雖_ニ賤形_ヲ不_レ応_レ不_レ恐、隱身聖人交_ニ其中_ニ」(中巻一話)、或は「雖_ニ自度師_ヲ猶闕_ニ忍心_ヲ、隱身聖人交_ニ其中_ニ故」(下巻三十三話)とのべて、自度沙弥、即ち私度僧を聖としているのである。又、中巻七話では、三論の学僧智光と行基をとりあげ、智光を「智者」「智人」「古徳大僧」とよぶのに対し、行基を「沙弥行基」「行基菩薩」「変化聖人「聖人」と称し、「行基沙弥者、淺識之人、不_レ受_ニ具戒」とのべ、智光は、沙弥である行基が大僧正に任せられたことを誹謗して罪を得たと語るのである。ここにも、私度僧を誹謗すると罪を得るとする私度僧迫害説話と同様の主張がうかがえる。浅識の沙弥としての行基や私度僧に対する支持は、靈異記的一大特色であり、景戒の立場が、律令国家の政策に従う僧尼とは別個の伝統を持つ庶民仏教にあることを表明したものと考えられる。さらに行基の菩薩号については「時人欽貴、美称菩薩」とあり、公称ではなく民間よりの尊称であるとのべてある。『続紀』の行基卒伝も同様に伝えており、靈異記にかたられた他の菩薩僧についても、同様である。同時に、彼等は優婆塞・行者・禪師・

化主・聖とも称されているので、菩薩号は本来、私度僧の別称であると考えられる。

さらに中巻二十九話には、行基が元興寺村の法会において説法し、女人の髪に塗った猪の油を看破したとのべ、「凡夫肉眼是油色、聖人明眼、見視_ニ空_ニ、於_ニ日本國、是化身聖、隱身之聖矣」とあり、遊行の宗教家であり庶民教化者であるとともに、特殊な驗力の持主であるがゆえに、隱身・化身の聖と称されたことが推察される。孔雀王の呪法をおこなう役優婆塞も聖人とされており(上巻二十八話)、小野朝臣庭麻呂も、優婆塞として頂に陀羅尼をのせ經を負って加賀の山を展転として修行した時、浮浪人として捕縛され迫害されたとあり、「我修行者、非_ニ俗人_也」と答えている(下巻十四話)。優婆塞には本貫を離れて流浪する班田農民の脱落者が流入していたことを示しているが、彼等は修行者ではあっても、仏教々団構成者としては優婆塞にすぎなかったのである。即ち、私度僧の聖は、又、優婆塞の聖でもあったことがうかがえる。

そのなかには、山林修行や遊行のみならず、村落の道場に止住して半僧半俗の生活を営むものも多くある。下巻三十話には、里の道場に止住して、「著_ニ俗営_ニ農、蓄_ニ養妻子」の生活を営み、彫刻技術の持主であつた僧觀規を「内密_ニ

聖心、外現^ニ凡形、著^レ俗触^ク色（中略）誠知是聖非凡矣」と讃美している。民間道場に止住し、外形は俗形で俗生活を営んでも、俗人ではなく聖であると考えられたのである。又、下巻十七話には、村落の私堂で弥勒の脇士の修復を熱望した自度沙弥修行が、「當有^ニ聖人・令^レ得^ニ因縁^レ」と語つたとあり、仏像修復などの勧進をおこなう庶民仏教家も聖人と呼ばれたことが知られる。

このように、聖・聖人の名称は広く庶民仏教家を指すが、一般には法制的に違法とされる私度僧であり、従つて國家の認めた仏教々団構成者としては、在俗の信者即ち優婆塞の範疇に属し、民間からは菩薩と称される庶民仏教家の通称となりつつあったことが知られるのである。

さて、以上のべた諸例にあきらかなごとく、聖の保有する庶民仏教家としての諸特質を生活形態に即してみれば、山林修行、村落止住、諸国遊行の三点が指摘しうるであろう。即ち、この観点からすれば、靈異記に語られた聖は、それぞれ、(一)山林修行の聖、(二)村落止住の聖、(三)諸国遊行の聖と三者に区別しうると思われる。

山林修行については、官僧の場合においても兜縫力獲得の手段であったのであり、かの道鏡も葛木山で如意輪法を修し、苦行無極と伝えられる。靈異記は聖の修行し止住し

た場所として、吉野・熊野・加賀・石槌などの山岳靈場や、大和国の法器山寺（上巻二十六話）・真木原山寺（下巻九話）・泊瀬山寺（下巻三話）・粟国の大山寺（下巻二十話）等々多数の山岳寺院をあげている。庶民仏教が特に固有の他界觀念の一である山中他界の觀念⁽¹⁵⁾を基盤として受容せられ、一面山岳仏教として出発したことを如実に物語つていよう。

吉野海部峯の山寺で修行した一禪師は、身疲れ力弱りて魚を食したとあり（下巻四話）、穀断の苦行をおこなったことと、肉食をしたことが知られる。『文德実録』に、神泉苑で穀断の苦行を見世物にして結縁者をつのり、米糞聖人と呼ばれた優婆塞のことがみており、聖の苦行も物質的な勧進に結べば、庶民の喜捨を求める一手段であつたことが知られよう。又、肉食は、有髪・妻帯・飲酒などとともに、聖の世俗的性格を示したものと思われる。村落止住の聖には、方広經の持經者でありながら、「即^レ俗貸^ク錢、蓄^ニ養妻子」とある奈良の一僧（下巻四話）、法華經の持經者であつて、「即^レ俗收^ク家、當^ニ農產業」とある牟婁沙弥（下巻十話）、或は碁打を職業とする聖（上巻十九・中巻十八話）など、農業・貸銭業・彫刻業・碁打といった特殊な技術や職業を持ち、世俗的生活を送るかたわら、持經者の生活、宗教的作善の勧進、唱導教化などの活動をおこなう半僧半

俗の生活が語られている。世俗的性格は妻帯して遊行勧進した石川沙弥のごとく（上巻二十七話）、諸国遊行の聖にも認められ、後には俗聖と自称して、半僧半俗の生活は大乘仏教の立場において正当であると主張するに至るのである。靈異記では未だそこまで明言しないが、聖が五辛を食することを「食ニ五辛」者仏法中制、而聖人用食之者、無所レ得罪」（上巻五話）とあり、聖は仏教的には得法者であると考えたらしく、戒律の束縛を受ける僧尼とは別個の存在であるから、罪とはならないとしているのである。

以上のべた聖の山林修行・村落止住・諸国遊行の生活形態

うち、山林修行は法華持経者や山伏修驗の徒に、村落止住は庭聖・宮聖などとよばれる寺社の下級僧や三昧聖などに、又、諸国遊行の性格は、阿弥陀聖・勸進聖・一遍をはじめ遊行を生命とする時衆の徒などに継承されると考えられよう。しかしながら、靈異記の聖では、河内の里から生駒の山寺へ登った練行沙弥尼（上巻三十五話）、越前・加賀を転々と修行し、畠田村に止住した寂林法師（下巻十六話）、信濃から和泉の血渟山寺に来つて止住した一優婆塞（中巻十三話）のごとく、山林修行も、諸国遊行も、村落止住も未分化であり、上代においては、それぞれ、聖の生活の一面を物語るものであるといえよう。

二

さて次に、聖の機能を宗教活動の内容に即して考えてみたい。宗教活動には、巨勢皆女の肉疽を読經と陀羅尼を誦して治癒せしめた行者思仙（下巻三十四話）や、粟田朝臣の女の疾病を呪護した御手代東人（上巻三十一話）、藤原家依の疾病を呪護した禪師（下巻三十六話）のごとく、看病咒護の驗者の活動もある。しかし特に社会的に重要な意義を持つのは、社会事業や種々の宗教的作善の勧進活動であろう。

上代の勧進は、大仏造顕や幾多の社会事業の事蹟を伝える行基の活動が代表的である。『統紀』の行基卒伝は、都鄙を周遊して衆生を教化した行基が、弟子や追随する庶民を率いて、造橋・築陂・四十九院建立など、幾多の社会事業をおこなつたと伝えている。靈異記も行基に関する説話を七話収めており、難波における架橋・江湾・船津の整備の社会事業と説法教化をおこなつたと伝えている。行基の勧進は、すでに養老元年四月の詔に、「方今小僧行基、并弟子等、零ニ疊街衢一妄說ニ罪福、合構朋党、焚ニ刹指臂、歷門仮説、強乞ニ余物、詐称ニ聖道、妖ニ惑百姓、道俗擾亂、四民棄ニ業」とあって、集団を形成して遊行し、苦行と唱導

と勧進とを二者一体の関係のもとにおこなつたのである。

さらにその傘下には、行基とその弟子の教化によつて、私度僧として出家した班田農民が蝋集したことを端的に物語つてゐる。私度僧化した農民は、行基の「⁽²⁾とき偶像的な引率者を中心」に、「或負^レ經捧^レ鉢、乞^ニ食街衢^ノ之間、或偽誦^ニ邪說、寄^ニ身於村邑之中、聚宿為^レ常」⁽³⁾といった集団的な遊行乞食と唱導教化をもつて村落をめぐり、その活動を展開していったのである。優婆塞や私度僧に対する迫害を語る靈異記の説話は、集団的遊行にはふれていないが、集団における末端の聖の個々の姿を反映したものと考えられよう。ところで、このような聖のおこなつた知識を結ぶ作善はどういう内容のものであつたろうか。

靈異記に語られた知識による作善の種類についてみると、行基関係の説話にかたられるごとき土木事業もあるが、寺院護持のために本尊の灯明料と、止住する聖に対し錢貨・財物を施入するといった知識の経済的支援（下巻五話）、或是病者に頒つ薬の料物を知識の協力で殖やすといった寺院の福祉事業に対する経済的奉仕（中巻三十二話）などもある。しかし、多くは造寺造塔、仏像の造立と修復、仏画図絵や写經で占められており、聖の勧進による宗教的作善が多いのである。

即ち、造寺造塔の勧進としては、郡の大領とともに、備

後国三谷寺を建立し、「所^ニ以造立^レ伽藍多^ニ諸寺、道俗觀之共為^ニ欽敬」⁽⁴⁾とある僧弘濟（上巻七話）や、七重塔の建立を発願し、知識とともに完成した遠江国磐田郡の丹生直弟上（中巻三十一話）などがある。信濃国小県郡廻里の里堂も、「大伴連等、同^ニ心其里中作^レ堂、為^ニ氏之寺」とあり、里人の大伴連忍勝が僧形となり止住したとある（下巻三十三話）。又、自度沙弥信行の止住した弥氣里の道場も、「其村人等、造^ニ私之堂、故以為^ニ字」（下巻十七話）があるので、靈異記にあらわれた多数の村落道場や氏寺は、聖の勧進によって、村落単位の知識を結び建立されたものではなかろうかと思われる。石川沙弥とよばれた私度僧は、塔を造ると詐称して、人の財物をあつめ、そのまま雜物を購入して生活の資糧としたとあるので、堂塔建立の勧進に従事する遊行の聖が存在したことがうかがわれる。彼は「汚^レ法誑^レ人、莫^ニ過^ニ甚^ニ」⁽⁵⁾と非難されており、そのなかには俗惡な聖も混入していたのである。この説話は又、聖が勧進の資縁で寺院の堂塔を建立するとともに、そこから自身の生活費を得ていたことを示していよう。

次に、仏像の造立や修復、或は仏画図絵の勧進について

は、吉野金峯山で修行するかたわら、桃花里に出て梨の木

で阿弥陀・弥勒・觀音などの像を「勧人集」物めて造立した禪師広達（中巻二十六話）、丈六の弥勒像の首を檀越に告知して修復せしめた紀伊国名草郡貴志寺の一優婆塞（中巻二十六話）、大井河の河原で得た薬師如来の木像を、知識を引率し仏師を勧請して修復した諸国遊行の一僧（中巻三十九話）、元興寺沙門豊慶とともに、檀越に告げて弥勒の脇士を修復した自度沙弥信行（下巻十七話）などがある。又、河内の練行沙弥尼は生駒の平群山寺に住して、知識を引率して四恩のために六道を配した仏像を図絵し、寺に安置してしばらく東西に示したとあり（上巻三十五話）、勧進によって図絵された仏画を用いて唱導教化のおこなわれたことが想像される。

又、写經の勧進についても、村落の道場に止住して僧形となり、大般若經六百卷の書写を発願し、檀越から物をあつめた大伴連忍勝（下巻二十三話）、瑜伽師地論百卷の書写を発願し、山寺に止住して、弥勒菩薩の化生を得、結縁する庶民から、錢衣・米穀等の財物の喜捨を得て完成した近江国坂田郡の一住人（下巻八話）、檀越の助力で四恩に報ぜんたために法華經を書写した山城国相楽郡の人（中巻六巻）などがある。

このような庶民層を対象とする勧進は、その零細な喜捨

によるのであるから、多数の知識をむすぶ必要があったと思われる。靈異記の説話は、知識の数にふれないが、知恩院所蔵の天平二年書写の瑜伽師地論卷二十六⁽⁵⁾の奥書には、大檀越優婆塞練信以下總知識七百九名を動員したことがみており、瑜伽師地論百卷の勧進は、およそ一巻平均七名の知識が結縁したことを示している。又、勧進の期間も、庶民を対象とすれば当然長期にわたるのである。特に大般若經六百卷のごとき大部の經典の勧進は、時代は少しく下るが、空也は天暦四年より応和三年に至る十四年間を費しており⁽⁶⁾、万福法師と花影禪師が勧進した紀州花園村の大般若經も、架橋事業とあわせておこなわれたものではあるが、天平十一年から天平勝宝九年に至る奥書があることからしても、すくなくとも二十年以上にわたって続けられたことがうかがわれる。⁽⁷⁾ 同様に勧進圏も勧進の規模が大きければ、それに応じて広い領域にわたったと考えられ、天應元年以降、多度神宮寺の法堂・僧房・大衆湯屋を建立した私度沙弥法教の勧進は、伊勢・美濃・尾張・志摩の四カ国にわたっているのである。⁽⁸⁾

さて、このような庶民を対象とする勧進はいかなる方法と組織でおこなわれたのであろうか。

村落の道場建立のみならず、架橋や写經の勧進が村落單

位になされたことはすでに指摘されている⁽¹²⁾。その場合、行基のごとく大規模な勧進にすぐれた手腕を持つ聖のもとに周辺に隨従する弟子の聖があつて、その活動をたすけ、分担したことは容易に想像されよう。『行基年譜』にも、行基に協力した願勝・利鏡の名前がみえるのである⁽¹³⁾。事実、多数の優婆塞や沙弥が存在したことはあきらかである。靈異記も行基に従う優婆夷と禪師の説話を載せている(中巻三、八、十一話)。特に禪師信敵は、出家以前は「和泉国泉郡大領血沼県主倭麻呂也」(中巻二話)とあり、郡の大領であつたとのべている。さきにあげた総知識七百九名を動員して書写された瑜伽師地論も、大檀越には優婆塞練信と、郡の大領の日下部首麻呂の姓名が記されており、地方土豪層、或は豪族出身の禪師が地方村落において持つ宗教的政治的統率力は、知識を結集するにあたって大きな役割を果していたと考えられよう。

次に、勧進活動を分担する聖の組織であるが、その一端を、光覚発願経にみえる菩薩僧を中心にして、うかがつてみるとこととしたい。

光覚発願経は、天平宝字五年九月十七日より、天平宝字六年十月八日まで、年時を記す奥跋が十九点知られている。⁽¹⁴⁾天平宝字五年九月十七日の「大法炬陀羅尼經」卷六には、

願主僧光覚の次に、頭演勝菩薩とあり、同年月日の同經卷九には同じく頭延光菩薩と記している。写經にあたって知識を勧率する知識頭主が菩薩を称しているのである。この両巻は、卷六が私部氏、神前氏をはじめ十五名、卷九は広幡氏をはじめ九名と結縁した知識が記されており、同年月日であるから、知識頭主である菩薩僧がそれぞれ分担して勧進したことが考えられよう。知識頭主については、さらに「中阿含經」卷五十六に頭僧願林、「毘尼摩得勒伽」卷二には頭僧戒藏、「長阿含經十報法」卷下に頭優婆塞大行がみえ、いずれも願主僧光覚の次に記されている。守屋孝藏氏所蔵の「梵網經」(天平勝宝九年三月「十五日書写」)⁽¹⁵⁾にも知識頭主僧靈春の例がある。

又、頭の字は附していないが、菩薩僧は「大毗婆沙論」卷八十三に靈光菩薩、「衆事分阿毘曇」卷九には光道菩薩、同卷十一には光身菩薩があり、いずれも願主僧光覚の次に記されているので、知識頭主であつたと考えられよう。又、「弥勒菩薩所問經論」卷三には、知識のなかに光笠菩薩がある。そこには光覚をはじめ延光・靈光・光道・光身・光笠と、光の字が共通するところから光覚を中心として集団を構成していたもののように思われる。さらに、光覚について、「毘尼摩得勒伽」卷二に写主僧光覚があるので、光

覚を中心とする写經勧進の聖集団を構成し、勧進と写經の両面を同時に担当したのではないかと思われる。

一般に、このよな菩薩号は、『続紀』神護景雲二年五月の詔に、「復用_ニ仏菩薩及賢聖之号_ニ、毎_レ經_ニ聞見_一不_レ安_ニ于懷_ニ、自今以後、宜_レ勿_ニ更然_ニ」と禁止されているので、一般的風潮としてはみずから名乗ったのではないかと思う。靈異記には行基菩薩をはじめ、金熟菩薩、南菩薩、舍利菩薩、寂仙菩薩の五名をあげているが、その菩薩号はいずれも民間からの尊称であるとされている。⁽⁵⁾これは彼等が行基の如く、聖集団の頭目的存在であったことを反映しているのである。彼等を菩薩とよぶについて、説話はその理由を看病呪護や山林修行、或は民衆教化にすぐれた業績の持主であるとのべて、経済的な勧進活動には直接ふれていな。しかし行基の事業や、或は舍利菩薩について「道俗帰敬為化主」(下巻十九話)とある化主が、大般若經の書写と架橋を発願した方福法師にも河東化主⁽⁶⁾とあり、勧進聖の別称であることからしても、靈異記の菩薩僧も他面勧進聖の頭目的存在であったと考えてよいであろう。

ところで、靈異記は、在家の法会にまねかれた聖の話をいくつか記載している。すなわち、大和国添上郡山村中里の椋家長の公は、十二月の方広經による悔過をおこなうにあたって遊行の一僧をまねいた。僧は夜半に施主の父が牛に転生し使役されていることを夢中に感得して、翌朝親族に告げた。施主は僧に財物を布施し、更に亡父のために功德を修したとある(上巻十話)。又、紀伊国の寂林法師は、

四

上述のことく、聖の勧進には、堂塔の建立、仏像の造立、

越前国加賀郡の畠田村で、横江臣成人の母の靈魂が大和の國を彷徨して責苦をうけているとの夢告を得て家族に告知したので、施主は造仏写經の功德を修し、死者の苦を贖つたとある（下巻十六話）。如上の説話は、聖が経済的な出費をともなう作善を勧めるにあたって、死者の生前に犯した罪業と、そのむきいとして死者が現に受ける責苦、さらにその減罪のために造仏・写經供養などの宗教的作善を必要とするなどを説いたことを示している。ここに勧進の手段としての聖の唱導の内容の一端が具体的に示されている

と思う。特に死者の夢告によると語っているのは、勧進者としての聖の宗教的資格を物語るものとして注目されよう。次に、同様の意味で地獄で死靈のうける責苦を実見し、或はみずから体験して蘇生した人物の「語り」をのべる地獄蘇生説話が注意される。藤原朝臣広足は、出産で死亡した妻の罪に連坐して地獄に引かれ、責苦をうける死妻に遇つたが、蘇生の後、法華經を書写供養して、その受ける苦を贖つたとある（下巻九話）。又、大伴連忍勝は、村落道場の物品を濫用した罪で地獄におち、湯釜に投ぜられたが、生前に大般若經を発願した功徳により、地獄の釜が冷え割れ、蘇生したとある（下巻二十三話）。宗教的作善には死者の生前に犯せる罪や、自己の現世で犯した罪を滅除する減

⁽⁴⁾ 罪の功德があると考えられたことを物語つていよう。下巻三十七話には、閻羅王が、生前に罪人の書写した法華經の巻数や、文字の一字一字に、犯した罪の数をあてはめて斟酌したとあり、罪に対して、書写された經典の巻数や字数が減罪の善根として尊ばれたのである。

本朝『法華驗記』にも、妙達聖人が閻羅王に召されて地獄に行き、日本国中の善惡衆生の所行作法を聞いて帰り、勸善懲惡利益衆生の活動をおこなつたと語り、「造仏、書写經、建塔、造堂、其數無量」（上巻八話）とある。この説話は、聖が死者の世界と交通しうる能力の持主であることを物語つているとともに、聖のおこなう勧進の方便としての唱導に、靈異記の地獄蘇生説話のごときがもちいられたことを示していよう。

また、靈異記の地獄説話には、描写はあきらかに地獄を物語ついていても、閻羅王や地獄の名称が全く見えず、「黄泉」の語のみがみられる説話もあり、淨土の觀念はきわめて希薄である。これは死者の靈魂は暗黒の世界に行くという固有の靈魂觀念及び他界觀念を基盤として、聖の唱導と勧進がなされたことを示すものといえよう。

さて、このような聖の唱導教化は、すでに上章にふれたごとく、物質的な勧進の手段であるばかりでなく、班田農

民の私度僧化や遊行流浪の契機でもあった。靈異記の著者景戒も、下巻三十八話にみずから出家の動機を語っている。すなわち、俗家にあって妻子をたくわえ、貧困の生活を送ったことを回顧し、慚愧の心をおこし、弾指して恥じ愁い、智行をつめば遠き前の罪を減し、長く後の善をうるのであるとのべ、「慚愧者、剃^ミ除^ミ鬢髮^ミ、披^ミ著^ミ袈裟^ミ」弾指者、減^レ罪得^レ福也」と説明を加えている。すなわち、貧困も先世や現世に犯した罪の応報なのであり、僧形となつて善をつめば減除しうるというのである。又、下巻三十四話には、巨勢皆女が頸の肉疽を治療するために、「減^レ罪差^レ病、不^レ如^レ行^レ善」と語って、髪を剃り、袈裟をつけて村落の道場に止住して心経を受持したとある。庶民は、病氣その他災いの原因となる罪を減除するため自由に僧形となり修行したと考えられる。班田農民私度僧化の理由には、たしかに律令国家の賦課する租庸調の重い負担による生活の貧困といった政治的・社会的因素があつたであろう。しかし宗教的には上述のごとく僧形となつて半僧半俗の生活を営むことが、罪業減除に功徳があると考えられたのである。したがつて、又、時に遊行することも、或は山林で修行することも、さらに宗教的作善に参加し、それを人々に勧めることも善根であり、それによって自他の罪を減除

しうるとする減罪の信仰が、聖や庶民の精神生活の根底に横たわっていたと考えられねばならないであろう。

①

柳田国男氏「毛坊主考」(『定本柳田国男集』第九巻所収)、
「俗聖治革史」(同第二十七巻所収)。堀一郎博士『我が国民
間信仰史の研究』(一)。井上光貞博士『日本浄土教成立史の
研究』第三章第二節 聖・沙弥の宗教活動、等。

② 五来重教授編『元興寺極楽坊中世庶民信仰資料の研究』(昭
和三十九年、法藏館刊) 同著『高野聖』(昭和四十年、角川
書店刊)

③ 小論における靈異記の引用は、武田祐吉博士校註『日本靈
異記』(日本古典全書本) 本文篇原文に依る。書誌、原拠等
については同書解説、佐藤謙三氏『校本日本靈異記』解説ほ
か参照されたい。

④ 景戒の「ひじり」としての生活と活動は、下巻三十八話か
ら、延歴六年僧形となっても私の堂を所有したこと、妻子が
あり馬を所有したこと、各巻の序文から罪福の因果を説く唱
導僧の生活をしたことなどにうかがわれる。

⑤ 仏教関係外説話は全説話数116のうち、上の1・2・9・13・
中の4・27・33・41、下の2・31の十話にすぎない。

⑥ 堀一郎博士前掲書(六頁)。
⑦ 五来重教授前掲書三三一三四頁。

⑧ ⑨ 推古天皇廿一年十二月条。

「法然上人行状画図」卷四十五(法然上人全集所収)に法
然房源空が禅勝房の間に答えたなかに「ひじりて申されば、
在家になりて申べし。在家にて申されば遁世して申べし」

とあるのも「ひじり」が持戒堅固な清僧を意味した例としてあげられる。その他「練行苦行、無比肩輩、持戒精進、莫踏跡類」とある六根淨聖（法華驗記六十九話）や慶日聖（同六十五回）など、法華驗記や往生伝にかたられた聖にも多数検出しうる。

(10) 天平勝宝元年一月丁酉条。

(11) 行基のほか、永興禪師を南菩薩（下巻一話）、金熟優婆塞を金熟行者・金熟菩薩（中巻二十一話）、猴聖化主・舍利菩薩（下巻十九話）、淨行禪師寂仙を寂仙菩薩（下巻三十九話）とよび、それぞれ「時人貴其行、美稱菩薩」（永興）、「世人美讚其行、稱金熟菩薩」、「修善化人無入不信（中略）号舍利菩薩」、「其時世人道俗貴彼淨行、美稱菩薩」（寂仙）とある。

(12) 蘭田香融氏「古代仏教における山林修行とその意義」（南北仏教四号所収）。

(13) 「七大寺年表」天平宝字七年癸卯条（続群書類從二十七輯上所収）。

(14) 堀一郎博士「山中他界觀念の表出と山岳信仰」（同博士前掲書（二二八頁一二四八頁。五來重教授「兩墓制と靈場崇拜」（民間傳承第十六卷十二号所収）。

(15) 齋衡元年七月乙巳条。
参考照。

(16) 「三州俗聖起請十二箇条事」（続々群書類從）卷十六所収）。

(17) 和歌森太郎博士『修驗道史研究』第一章修驗道の由来、参照。
一例をあげれば「尋尊大僧正記」明心七年七月十二日条、

同八年七月十三日条には奈良の元興寺極楽坊に庭聖のいたことがみえている。

(18) 一例をあげれば、「看聞御記」応永廿八年四月廿四日条に、猿樂興行について神託をのべた宮聖慶俊がみえている。

(19) 堀一郎博士前掲書（第十一編第一章二三昧聖について）参考照。

(20) 堀一郎博士前掲書（第十一編第一章二三昧聖について）参考照。

(21) 「日本往生極楽記」「空也誅」等にみえる阿弥陀聖空也や、「今昔物語集」十七の二、二十九の九にみえる阿弥陀ノ聖などがあげられる。勸進聖については堀一郎博士前掲書（第十編第二章・第三章参照）。

(22) 五來重教授「一遍上人と融通念佛」（大谷学報第四十一卷第一号）参照。

(23) 行基に関する説話は、上の5、中の2・7・8・12・29・

30の各話であり、そのうち、中の7・8・12・29・30は説法教化を、中の7・30は社会事業を伝えている。

(24) 同「続紀」養老元年四月壬辰条。

(25) 同「養老六年七月己卯条」
上所15・19・29、中の1・35、下の14・15・19・33話等である。

(26) 那天堂（中の五）、服部堂（中の十四）、越部村岡堂（中の二十六）、鶴田堂（中の三十九）、野中堂（下の十八）、貴志寺（下の二十八）、能應寺（下の三十）、大谷堂（下の三十四）、等。

(27) 『寧樂遺文』卷中、宗教篇下「經典跋語」（六一一頁）
「為空也上人供養大般若經願文」（本朝文粹）卷十三願文上、所収）。

⑩ 五來重教授「紀州花園村大般若經の書写と流傳」（大谷史

学第五号）参照。

「多度神宮寺伽藍緣起資財帳」（『平安遺文』卷一第一〇号）。

註⑩に同じ。統々群書類從第三史伝部所収。

「統紀」天平三年八月癸巳条。

高取正男氏「古代民衆の宗教」（『日本宗教史講座』第一卷

所収）参照。

『寧樂遺文』卷中（六三一頁—六三六頁）所収。

同右 六一〇頁。

註⑪に同じ。

「僧尼令」第二十二条、「統紀」養老三年四月壬辰条。同

「僧尼令」第二十二条、「統紀」養老三年五月丙辰条。同

「日本後紀」延暦十五年七月辛亥条。

⑫ 『寧樂遺文』卷下、文字篇人々啓狀（九四九頁）。

⑬ 上の30、中の7・16・19、下の9・22・23・35・37の九話

である。

⑭ 我国の庶民仏教における滅罪の信仰については、五來重教

授「元興寺極樂坊の法華經と庶民信仰」・「元興寺極樂坊の密

教と庶民信仰」（五來重教授編前掲書所収）等を参照。

⑮ 註に⑯あげた説話のうち、上の30、中の16、下の9・22は

閻羅王や地獄の文字がみえない。又、上の30、下の35・37に

は黄泉の文字を用いている。

⑯ 浄土の語は上の22・23・30、中の2、下の序、下の39など

に散見する。

⑰ 折口信夫博士「妣が國へ・常世へ」「古代生活の研究」（折

口信夫全集第三卷所収）に、常世が暗黒の世界であることを

論ぜられている。